平成２１年（フ）第２２９１１号
千葉県浦安市当代島２丁目21―36―203
破産者　藤巻　貴則
1　決定年月日　平成22年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２９１２号
埼玉県春日部市備後東１丁目16―16―203
破産者　寺口　正己
1　決定年月日　平成22年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２９２４号
北海道網走郡美幌町字仲町２丁目104―３
破産者　細川　和哉
1　決定年月日　平成22年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２９２５号
東京都墨田区横川３丁目２―７―601
破産者　青山　久恵
1　決定年月日　平成22年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２９２９号
東京都中野区上高田２丁目36―８―101
破産者　面高　寿子（旧姓白戸）
1　決定年月日　平成22年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２９３１号
東京都荒川区東日暮里３―８―19―201、住民票上の住所東京都足立区加賀２丁目31―４―802
破産者　二見　応彦
1　決定年月日　平成22年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２９５８号
東京都葛飾区立石８丁目14―２
破産者　菅原　力男
1　決定年月日　平成22年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２９５９号
東京都葛飾区立石８丁目14―２
破産者　菅原　久子
1　決定年月日　平成22年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２９６０号
東京都渋谷区恵比寿１丁目16―26―301
破産者　北　　満博
1　決定年月日　平成22年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２９８１号
千葉県四街道市さちが丘１丁目11―２
破産者　滝澤　賢二
1　決定年月日　平成22年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３００９号
東京都中野区中央５丁目24―７―２Ｆ
破産者　本間　三夫
1　決定年月日　平成22年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３０１６号
埼玉県富士見市大字勝瀬3563―２―406
破産者　金山　健郎
1　決定年月日　平成22年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３０１７号
兵庫県川西市南花屋敷４丁目３―18
破産者　下村　瑞保
1　決定年月日　平成22年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３０４７号
千葉県柏市大津ケ丘３丁目53―４―102
破産者　坂本　圭太
1　決定年月日　平成22年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３０８３号
神奈川県横浜市旭区笹野台１丁目32―７―106、住民票上の住所千葉県船橋市田喜野井７丁目13―１
破産者　浅野　一浩
1　決定年月日　平成22年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３０８８号
東京都大田区南馬込３丁目39―５　間宮方
破産者　山本　千春
1　決定年月日　平成22年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３０９０号
北海道帯広市西十六条北１丁目10―28
破産者　神戸真由美
1　決定年月日　平成22年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３０９１号
神奈川県横浜市港北区下田町４丁目１―12―508、開始決定上の住所東京都稲城市矢野口346―301
破産者　溝ノ上健司
1　決定年月日　平成22年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３０９７号
東京都北区豊島３丁目23―14
破産者　大川　信之
1　決定年月日　平成22年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３１１２号
東京都文京区本駒込５丁目３―２―301
破産者　中嶋　　実
1　決定年月日　平成22年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３１１９号
東京都文京区千駄木５丁目11―５―102
破産者　松山江里子（旧姓込山）
1　決定年月日　平成22年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３１２２号
東京都江戸川区上篠崎４丁目24―６―202
破産者　上野　典昭
1　決定年月日　平成22年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部